

人権あれこれ～ハラスメント編～

今回は、さまざまな人権課題の中から「ハラスメント」について考えてみます。昨今、「～ハラスメント」といった言葉が溢れていますが、代表的なものは「パワハラ（パワーハラスメント）」や「セクハラ（セクシャルハラスメント）」など。そのほか、言葉になっているハラスメントを調べてみると、50種類以上確認することができます。その一例をあげてみましょう。

【代表的なハラスメントの種類と内容】

○パワハラ (パワーハラスメント)	上司から部下などへ優位性を利用した精神的・肉体的攻撃
○セクハラ (セクシャルハラスメント)	性的な発言での嫌がらせ
○モラハラ (モラルハラスメント)	大人のいじめ。特定の人に対し悪口や無視をする行為



※そのほかの○○ハラスメントには次のようなものがあります。

マタハラ（マタニティハラスメント）・アカハラ（アカデミックハラスメント）・家事ハラ（家事ハラスメント）・アルハラ（アルコールハラスメント）など…



最近では、コロナハラスメントの事例も報告されています。新型コロナウイルスに関し、菌をまき散らすから出社すると言われる、見栄えが悪いからマスクは外せ、と言われるなどといった事例です。

では『ハラスメント』とは、一体どのようなものなのでしょう。簡単に言うと、相手が「嫌がらせ・いじめ」など、不快と感じた行為を指します。ただ、体臭や口臭で相手に苦痛を与えている「スメル（におい）ハラスメント」は、不快にさせている方もその実態に気づいていない…といったように、ハラスメントの内容は複雑です。自分の発言を相手が聞いて、どう感じているのかを考え、振り返ることが大切です。

ぜひ、みなさんも一度、家族や地域のみなさんと一緒に話し合ってみてください。

「令和2年度 部落解放・人権尊重標語」を募集します

町では、人権尊重意識高揚を目指して、町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集しています。

一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るためにできることや感じていることなどを標語にしてみませんか？皆さんのご応募お待ちしております。

★募集締切：6月16日（火）

★作品提出先：下榎集会所・教育委員会・町公民館

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。

入選作品は、広報ひの7月号に掲載するとともに、短冊にして町内の施設・各事業所に掲示するなど啓発に活用します。なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。



暖かくなると厄介なのが、「雑草」ですよね。農作物の生育を妨げることはもちろんですが、イノシシ被害にもかわりがあることはご存じでしょうか？

イノシシから農作物を守ることを考えたとき、最も効果的なのは「柵」を設置すること。これは疑いようのない事実です。けれど、これまでに被害があった農地の場合、柵を設置してもイノシシは何とか侵入しようと試みる傾向

獣害対策

お役立ち情報も。そこそこ教えて、木下チーフ！

最前線

vol.23

意外と効果的!? 「柵」と「草刈り」

ことが重要です。イノシシとしては雑草まみれのときより、攻撃しにくくなります。つまり、草刈りは柵の効果を高めたり、長続きさせたりすることに繋がるのです。草刈りは大変な作業ですが、ぜひ試してみてください。

草刈りや見回り、補修など、しっかりと維持管理をしているのに突破されたという場合は、お気軽にご相談ください。



日野町鳥獣被害対策協議会 実施隊チーフ 木下卓也【問合せ】電話 72-1399

があります。特に1枚目の写真のように、柵の周りが雑草で覆われてしまつと、イノシシは姿をさらすことなく、安心して柵を突破しようとしています。

そこで、次の写真のように柵の内側も外側も1〜2メートルくらい刈払い、見通しを良くしておく

後期高齢者医療制度のお知らせ

1. 令和2・3年度の保険料率について



※賦課限度額が変更となっています。

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。令和2・3年度の保険料率は右記の通りです。保険料率は、2年ごとに見直しを行っています。

	平成30年度 令和元年度	令和2年度 令和3年度
○均等割額	42,480円	42,480円
○所得割額	8.07%	8.07%
(賦課限度額)	620,000円	640,000円

2. 所得が低い人の軽減について

世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。令和2・3年度の軽減割合は右記の通りです。不明な点があれば下記までお問い合わせ下さい。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	8.5割 (本則7割)	7.75割 (本則7割)	7割
(うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし)	8割 (本則7割)	7割	
33万円 + 28万5千円 × (被保険者数) 以下	5割	5割	5割
33万円 + 52万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割	2割

【問合せ】役場健康福祉課 (72-0334)
住民課 (72-0333)